

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 67 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 63 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月及び同年5月
② 昭和61年2月から同年12月まで

申立期間①は会社が倒産したため、昭和58年3月に妻と一緒に国民年金に加入した。申立期間②は自営業を始めた時で、会社を退職してすぐに国民年金に加入した。どちらの期間も、私が自分の国民年金保険料と一緒に納めていた妻の分は納付済みとされているのに、私の保険料のみ未納とされているのは納付できず、納付書が送られてくればその都度納付していたので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は会社が倒産した昭和58年3月に妻と一緒に国民年金に加入したとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番であり、その前後の番号の任意加入被保険者のオンライン記録における加入状況から、夫婦の国民年金加入手続が行われたのは同年4月頃とみられ、国民年金被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月8日とされており、申立人の記憶する加入手続の状況とほぼ一致する。

また、申立人は納付書が送られてくれば保険料をその都度納付していたとしているところ、申立期間①直前の昭和58年3月の保険料は納付済みとされている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格は、同年6月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い喪失したとする手続が行われたことが確認でき、同市では申立人の国民年金被保険者資格喪失後、現年度納付が可能な59年4月までに、申立期間①に係る納付書を送付していた可能性が高いとしていることから、申立期間

①の2か月に係る納付書が発行され、申立人が保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

なお、オンライン記録によると、妻は、申立人が国民年金被保険者資格を喪失した昭和58年6月以降も継続して国民年金に加入しており、申立期間①の保険料は納付済みとされている。

2 申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和61年1月に会社を退職したことによる申立人の厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への切替手続が平成元年2月18日に行われ、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年2月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間②当時、国民年金に未加入であり保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の上記切替手続時期(平成元年2月18日)を基準とすると、昭和62年1月から63年3月までの保険料は過年度納付により、同年4月から平成元年3月までの保険料は現年度納付により保険料の納付が可能であったところ、オンライン記録によると、昭和62年1月から63年3月までの保険料は平成元年4月に過年度納付されており、昭和63年4月から平成元年3月までの保険料については同年3月に納付されていることが確認できることから、申立人は時効成立前で遡って納付が可能であった期間の保険料を納付したものの、申立期間②の保険料については既に時効が成立していたため、納付書が発行されることはなく、遡って納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、妻の保険料が納付済みであるのに自身の保険料が未納であるのは納付できないとしているが、上記のとおり、妻は昭和58年3月の国民年金加入以降は継続して国民年金に加入し、保険料を現年度納付しており、申立人とは状況が異なることから、妻の保険料が納付されていることをもって、申立人の申立期間②の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

大学を卒業後、働き始めたので国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し始めた。私の性格上、支払わなくてはならないお金は支払っており、まとめて払うこともあったので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20年以上の長期にわたる国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間の大半は、保険料の前納制度を利用してはいるほか、平成8年11月からは国民年金基金への加入もしており、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いものとみられる。

さらに、申立人は、大学卒業（昭和56年3月）後、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付し始めたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は57年9月頃に払い出されていることから、この頃に加入手続きが行われ、申立人が強制加入対象者となった56年4月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間の保険料については過年度納付することが可能であった。

加えて、上記加入手続き時期において、申立期間直後の昭和57年4月から同年6月までの期間は現年度ではあるが、保険料は過年度となる申立期間同様に既に納付期限が到来しており、遡って納付することとなるところ、同年4月から同年6月までの期間の保険料は納付済みとされている上、A市の国民年金口

座振替対象者一覧表によると、申立人は同加入手続後に速やかに口座振替により保険料を納付する申出を行い、確実に保険料の納付を行おうとする意識がうかがえることから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

母親が私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親か母親が父親と母親の分と併せて納めてくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は昭和46年4月以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする父親及び母親は、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60歳に到達するまで保険料の未納は無いことから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、父親及び母親については、申立期間の保険料は納付済みとされており、申立人のみが未納とされているのは不自然である上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、納付済みとされている昭和46年度から50年度までと同様に、申立期間についても「納」のゴム印が押されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年10月から52年3月まで
③ 昭和52年10月から53年3月まで
④ 昭和53年7月から同年9月まで
⑤ 昭和55年12月から56年3月まで
⑥ 昭和56年7月から57年5月まで

昭和48年4月に婚姻し、妻が夫婦二人の国民年金加入手続を一緒に行うとともに、その後、妻と離婚する53年9月まで私の国民年金に係る手続及び保険料納付は妻が行っていた。その後、55年12月に再婚したが、私の国民年金に係る手続及び保険料納付は最初の妻と同様に再婚した妻が行っていた。この二人の妻とは、離婚しているので当時の状況を確認することはできないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の妻が夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の保険料は、最初の妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているところ、i) オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人及び最初の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月6日に夫婦連番で払い出されていることから、申立人の主張どおり、その頃に最初の妻が夫婦の国民年金の加入手続を行ったものとみられること、ii) 夫婦の保険料を一緒に納付したとする最初の妻の納付記録を見ると、婚姻期間において未納期間とされている申立期間①、②及び③を除く期間については、申立期間④を含めて全て納付済みとされていること、iii) 申立人は、加入手続

のほか、国民年金に係る手続は妻に任せていたとしており、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、離婚直前の53年9月25日に住所変更手続が行われていることが確認でき、この手続は、最初の妻が行ったものと推認できることから、申立人の住所変更手続を行った最初の妻が申立人の申立期間④の保険料のみ未納としたとは考え難く、納付済みとされている申立期間④の保険料については、申立人の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、最初の妻と同様、再婚した妻が申立人の国民年金に係る手続や申立期間⑤及び⑥の保険料納付を一緒に行っていたとしているところ、
i) 申立人及び再婚した妻の国民年金被保険者台帳の「住所変更後」欄を見ると、申立人は、再婚する直前の昭和55年12月4日に、再婚した妻は、同年12月8日にA市B区へ住所変更しており、この二人の変更後の住所地は一致していることが確認できることから、再婚した妻が、申立人の国民年金に係る住所変更手続を行ったものと推認できること、ii) 申立人の保険料を一緒に納付していたとする再婚した妻の納付記録を見ると、この住所変更手続が行われた同年12月からの申立期間⑤及び申立人が納付済みとされている申立期間⑤直後の56年4月から同年6月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人の住所変更手続を行いながら申立人の申立期間⑤の保険料のみ未納としたとは考え難く、当該期間の保険料は再婚した妻が自身の保険料と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①、②及び③の保険料については、最初の妻が、申立期間⑥の保険料については、再婚した妻がそれぞれ夫婦二人の保険料を一緒に納付していたとしているが、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳では、申立人は、申立期間②のうち昭和51年1月から同年7月までは国民年金被保険者資格喪失者とされていることが確認できることから、当該期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない上、前述のとおり、最初の妻は、申立期間①、②及び③の保険料は未納とされており、再婚した妻も申立期間⑥の保険料は未納とされていることから、申立期間①、②及び③の保険料を最初の妻が、申立期間⑥の保険料を再婚した妻が申立人の分と一緒に納付したとは考え難い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③及び⑥の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和58年7月から60年9月までは41万円、同年10月から平成元年12月までは36万円、3年11月から4年7月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から平成8年3月まで
申立期間の標準報酬月額は、給料支払明細書の総支給額と比べて著しく低いので、当該期間の記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年7月から59年2月までの期間及び同年8月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年11月及び4年7月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、53万円の標準報酬月額に見合う総支給額が支給されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月から同年 7 月までの期間及び平成 3 年 12 月から 4 年 6 月までの期間については、申立人から給料支払明細書は提出されていないものの、当該期間の前後の月の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断して、申立人は、当該期間において前後の月と同額の標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月から平成元年 12 月までの期間については、申立人から給料支払明細書は提出されていないものの、オンライン記録によれば、当該期間の標準報酬月額は、定時決定及び随時改定において一度も減額されていない上、3 年 11 月の給料支払明細書により確認できる保険料控除額が、昭和 59 年 8 月の給料支払明細書により確認できる保険料控除額より高額であることから判断して、申立人は、当該期間において少なくとも同年 8 月と同額の標準報酬月額（同年 9 月から 60 年 9 月までは 41 万円、保険料率の改定により同年 10 月から平成元年 12 月までは 36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 4 年 8 月から 5 年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 8 月及び 6 年 12 月から 8 年 3 月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 5 年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月については、申立人から給料支払明細書は提出されていないものの、当該期間の前後の月の給料支払明細書により確認できる保険料控除額が同額であることから判断して、当該期間においても前後の月と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 2 年 1 月から 3 年 10 月までの期間及び 5 年 9 月から 6 年 11 月までの期間については、申立人から給料支払明細書は提出されていないものの、3 年 11 月及び 6 年 12 月の給料支払明細書により確認できる保険料控除額が、昭和 59 年 8 月及び平成 5 年 8 月の給料支払明細書により確認できる保険料控除額より高額であることから判断して、少なくとも昭和

59年8月及び平成5年8月と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和50年4月から58年6月までの期間については、申立人から給料支払明細書が提出されておらず、ほかに申立人の当該期間に係る総支給額及び保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和40年11月から41年6月までは3万円、同年11月及び42年1月から同年9月までは3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年6月まで
② 昭和41年11月から42年9月まで

年金記録の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額よりも少ない金額で記録されているようなので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和41年11月については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、3万円から3万9,000円の標準報酬月額に見合う給与額が支給され、3万円から3万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給料明細書で確認できる保険料控除額から、昭和40年11月から41年6月までは3万円、同年11月は3万6,000円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和42年1月から同年4月までの期間については、申立人から給料明細書は提出されていないものの、当該期間の前後の月の

給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断して、申立人は、当該期間において前後の月と同額の標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間②のうち、昭和42年5月から同年9月までについては、当該期間のうち同年5月は給料明細書が提出されているものの、保険料は翌月控除であることから給与額は確認できるが保険料控除額は確認できないところ、オンライン記録によれば、当該期間の標準報酬月額は、定時決定及び随時改定において一度も減額されていない上、同年10月に定時決定された標準報酬月額に見合う保険料控除額が、同年5月の給料明細書により確認できる保険料控除額より高額であることから判断して、申立人は、当該期間において少なくとも同年4月と同額の標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和41年12月については、同年12月の給料明細書で確認できる給与額に基づく標準報酬月額（3万3,000円）がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 31 万円、申立期間②は 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 15 日
② 平成 16 年 7 月 6 日

私は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は 31 万円、申立期間②は 23 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年4月1日）及び資格取得日（22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年6月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務していた一部期間の厚生年金保険被保険者資格の記録漏れに気が付いた。昭和22年6月1日から25年6月6日までの期間については、記録が回復されたが、申立期間については回復されていない。申立期間について、同社を退職したことは無く、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格を昭和21年4月1日に喪失し、22年6月1日に再取得していることが確認できる。

しかし、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者資格取得記録のある同僚（昭和21年7月26日資格取得）は、「私は、申立期間当時、A社に入社し、60歳まで勤務した。入社に当たり、申立人が同社に勤務していたため、身元保証人になってもらった。」と証言しており、当該証言と「申立人は軍隊から復員後、まもなくA社に復帰し、申立期間も勤務しており、その間に同社を退職し、再就職したことはない。」とする申立人の妻の記憶は符合していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人のA社に係る昭和19年6月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日とする健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日（21年4月1日）の記載について取消線が引かれている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、19年6月1日を資格取得日とする申立人の被保険者記録に係る資格喪失日（21年4月1日）の記載について取消線が引かれていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における3回目の資格取得日及び資格喪失日を記した健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得日（昭和22年6月10日）の記載は、理由は確認できないものの書き換えられた形跡がうかがえる。

加えて、A社に係る複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録において、オンライン記録の資格喪失日と厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格喪失日に相違がみられること等について、日本年金機構B事務センターは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記録が、適切に管理されていなかった可能性があるとして回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年4月1日）及び資格取得日（22年6月1日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月1日から20年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、14年8月から15年3月までは13万4,000円、同年4月から17年8月までは17万円、同年9月から20年5月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年6月1日から21年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、20年6月から21年3月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から21年4月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額について、A社勤務中に同社から受けた給与額及び当該給与から控除された厚生年金保険料に見合うものと合致しないため、調査の上、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年8月1日から21年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という

厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年8月1日から20年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月1日から21年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成14年8月1日から20年6月1日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、平成14年8月から15年3月までは13万4,000円、同年4月から17年8月までは17万円、同年9月から20年5月までは16万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる給与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる給与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づくものを除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年6月1日から21年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年6月から21年3月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年9月から同年12月までは53万円、15年1月から同年12月までは47万円、16年1月から同年9月まで、17年1月、同年3月から18年1月まで、同年3月、同年4月及び同年6月から同年11月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月1日から16年10月31日まで
② 平成17年1月11日から18年12月1日まで

A社は、経営が困難となったため事業を休止したが、B社として事業が継続されたため、自分もA社及びB社に継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低くなっている。提出した給与明細書や銀行通帳の振込金額等から、年金記録の標準報酬月額は相違していることが分かるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録では、申立人のA社に係る標準報酬月額は20万円と記録されている。

しかし、税務署及び市が保管する源泉徴収票及び市が保管する給与支払報告書により、申立期間①のうち、平成14年9月から同年12月までの期間については、給与支給額に見合う標準報酬月額は62万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は53万円であること、15年1月から同年12月までの期間については、給与支給額に見合う標準報酬月額は53万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は47万円であること、及び16年1月から同年9月ま

での期間については、給与支給額に見合う標準報酬月額が53万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額が50万円であることが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票及び給与支払報告書により確認できる保険料控除額から、平成14年9月から同年12月までの期間は53万円、15年1月から同年12月までの期間は47万円、16年1月から同年9月までの期間は50万円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、オンライン記録では、申立人のB社に係る標準報酬月額は20万円と記録されている。

しかし、申立期間②のうち、平成17年1月、同年5月から同年12月までの期間、18年4月及び同年9月から同年11月までの期間については、申立人から提出されたB社に係る給与明細書により、給与支給額に見合う標準報酬月額は53万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は50万円であることが確認できる。

したがって、前述のとおり、特例法に基づき、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、平成17年3月、同年4月、18年1月、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間については、申立人から提出された銀行口座履歴により、B社からの給与振込が確認でき、当該期間における申立人の給与振込額は、その直近の給与明細書で確認できる給与手取り額（振込額）と同額又は近似していることから、申立人は当該期間においても、上述の給与明細書で確認できる期間と同額の標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間①、及び申立期間②のうち、平成17年1月、同年3月から18年1月までの期間、同年3月、同年4月及び同年6月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料のA社及びB社の事業主による納付義務の履行については、両社の事業主から回答が得られないが、A社の16年における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届、並びにB社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、17年、18年における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、両社の事業主が給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う

標準報酬月額を届け出していないことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間②のうち、平成17年2月、18年2月及び同年5月については、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保管していない上、銀行口座履歴によると、B社からの給与振込の記録が確認できない。

また、市が保管するB社の平成17年分の給与支払報告書に記載された給与支払金額は、同年分の給与明細書及び銀行口座履歴で確認できる同年2月分を除く給与支給額の合計額と近似している。

さらに、B社の平成18年分の給与支払報告書に記載された給与支払金額は、同年分の給与明細書及び銀行口座履歴で確認できる給与支給額の合計額と大きく相違しており、同年2月分及び同年5月分の給与支払を確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和31年8月16日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年5月15日まで
② 昭和31年2月1日から同年8月16日まで

昭和25年にB事業所（その後、A社に名称変更）に入社し、一度も辞めることなく、31年のお盆過ぎ頃までは確実に同事業所に勤務していた。途中記録が無いことと資格喪失日が同年2月1日になっていることはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の1人が、「同じ職種の同僚が昭和31年1月末にA社を退社し、他社に転職したが（同人は、同年2月1日に同社の被保険者資格を喪失し、同日に他社で資格取得。）、その同僚と一緒に辞めた者はいなかったと記憶しているので、少なくとも申立人は、同年2月以降も同社に勤務していたと思う。」と証言しているところ、申立人は、「昭和31年のお盆の休み明けで実家から会社の寮に戻る途中、偶然、同級生に再会し、喫茶店で冷たい物を一緒に飲んだことを覚えているので、その時はまだA社に勤めていた。その後、退社し、嫁入り修行として半年ぐらい和裁を習ったりした後、32年の春からC社に勤めることになった。」などと主張しており、A社を退社した当時の状況等についての説明は具体的で、申立人が昭和32年5月13日にC社において被保険者資格を取得していることとも符合しており、申立人の主張は信憑性が高いと認められることから、申立人は、当該期間においてA社に継続

して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録では、申立人は、昭和 31 年 2 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格喪失日の記載が無く、申立人の資格喪失日に係る根拠が明らかでない。

さらに、同僚 5 人についても申立人と同様に、オンライン記録では、昭和 31 年 2 月 1 日に A 社における被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、資格喪失日の記載が無い上、当該 5 人のうち、1 人は、上記のとおり、「昭和 31 年 1 月末に退社した者は 1 人だけだったと記憶している。私ももう少し後まで勤務していた。」と証言しており、別の 1 人も、「自分が退社した具体的な月日までは覚えていないが、退社した年齢から考えて、少なくとも昭和 32 年までは勤務していたと思う。」と証言している。

加えて、オンライン記録の資格喪失日（昭和 31 年 2 月 1 日）について、日本年金機構 D 事務センターに照会したところ、「当該日の根拠は不明。A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日も分からない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）における A 社に係る年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 31 年 8 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和 31 年 1 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 27 年 4 月 1 日に B 事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、28 年 5 月 15 日に A 社において被保険者資格を取得しているところ、申立人と同時期に同社において被保険者資格を取得している同僚が、「自分は昭和 27 年秋頃から B 事業所で働き始めた。申立人は自分よりも先に勤めていた。」と証言している上、事業主の三男及び同僚の 1 人が「B 事業所は、当該期間当時、E 市から F 市に移転した。」と証言しているところ、申立人も同様の主張をしていることから、時期は特定できないものの、申立人が当該期間当時、B 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B 事業所は、昭和 27 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、28 年 5 月 15 日に再度、A 社として適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記事業主の三男は、「当該期間当時の B 事業所は、父が経営しており、厚生年金保険のことは分からない。」と証言している上、上記同僚は、「当時、厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶していない。」と証言して

いる。

さらに、A社は平成19年10月*日に解散しており、元事業主は死亡している上、同僚のほとんどが既に死亡しているか連絡先が明らかでないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は20万円、申立期間②は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は20万円、申立期間②は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は35万円、申立期間②は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は35万円、申立期間②は37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は2万円、申立期間②は11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は2万円、申立期間②は11万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日
申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間について、55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は37万円、申立期間②は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は37万円、申立期間②は44万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社本店における資格取得日は、昭和24年3月1日、資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和24年3月及び同年4月は3,300円、同年5月から同年7月までは5,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和28年2月8日、資格喪失日は、29年5月8日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月1日から同年8月1日まで
② 昭和28年2月8日から29年5月8日まで

昭和24年3月にA社に入社し、59年12月に同社を退職するまで継続して勤務していた。入社当初の申立期間①と、同社B支店に勤務していた申立期間②の年金記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿は、保存状態が悪いため、申立人の名前が記載されていると考えられる部分の損傷が著しく、被保険者氏名等を判読できない状態であるが、当該名簿に申立人の名前が記載されていた可能性がうかがえるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に

よると、基礎年金番号に統合されていない同社に係る厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年3月1日、資格喪失日は同年8月1日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本店における資格取得日は、昭和24年3月1日、資格喪失日は、同年8月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和24年3月及び同年4月は3,300円、同年5月から同年7月までは5,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社から提出された申立人に係る在籍証明書、同社B支店に勤務していた複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和28年2月8日に同社C支店から同社B支店に異動し、29年5月8日に同社同支店から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿は、当該期間より前に資格取得した者を含め整理番号の記載の無い者が多く確認できることから、当該者は、いずれも昭和30年5月中旬までに被保険者資格を喪失していることから、その頃、まとめて現存被保険者のみ整理番号を付番したことがうかがわれること、当該期間より後の29年8月1日に資格取得したとされていた者が多数（約30人）確認でき、30年5月中旬までに被保険者資格を喪失している者を除くほぼ全員の資格取得日が、遡及訂正されている上、ほかにも資格取得日や喪失日が訂正されている者が多数確認できることから、当該期間の社会保険事務所（当時）における年金記録に係る管理が不適切であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和28年2月8日、資格喪失日は、29年5月8日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の昭和28年1月及び29年5月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月20日
申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間について、29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5564

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から同年4月1日まで

A社C支店で勤務した後、昭和41年3月21日に同社B支店に転勤した。同社には32年から平成15年に退社するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されている。転勤先の同社同支店が事務手続を誤ったのではないかと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、在籍証明書、申立人と同日付けで異動した複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年3月21日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和41年4月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年5月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月28日から同年9月1日まで

高校卒業後すぐにA事業所に就職し、正規の事務職員として勤務した。同期採用の複数の同僚が昭和44年5月から厚生年金保険に加入していると聞いたので、私も、遅くとも同年5月からは加入していると思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「高校卒業後、すぐにA事業所に就職した。同じ学校を卒業した友人を含め、同期採用の同僚は全員、昭和44年3月のうちに研修に入り、同年4月からは正規の職員として勤務した。」などと採用当時の状況について具体的に主張している上、複数の同僚が、「申立人を含めて同学年の事務職員の同僚6人全員が、高校卒業後すぐに就職し、昭和44年3月から働き始めた。」と証言していることなどから判断して、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同学年の同僚のうち、申立人と同職種の同僚3人を含む申立期間後の昭和45年3月26日時点で被保険者資格を有する13人全員が、同日付けで遡及して、当初記録されていた資格取得日（44年9月1日など）を同年5月28日に訂正されており、申立期間における被保険者記録が確認できる一方、申立人を含め45年3月26日時点で被保険者資格を喪失している者は、

資格取得日の遡及訂正処理が行われていないことが確認できるところ、上記の同職種の同僚3人が、「申立人の勤務形態と勤務条件は自分たちと同じだった。」と証言していることから判断すると、申立人は、当該遡及訂正日である同年3月26日時点で既に被保険者資格を喪失していたことから、資格取得日の遡及訂正処理が行われなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年9月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、平成14年3月は20万円、同年4月から同年7月までは26万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは32万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、16年1月は24万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円、17年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月及び18年1月は30万円、同年3月は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、1万3,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は28万円、申立期間④は34万6,000円、申立期間⑤は21万2,000円、申立期間⑥は20万7,000円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成14年3月から18年4月まで
② 平成15年4月30日
③ 平成15年7月31日
④ 平成15年12月5日
⑤ 平成16年8月2日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月25日
⑧ 平成17年12月9日

私は、平成13年5月、A社に正社員として入社し、試用期間(国民年金に加入)を経て、同年8月から厚生年金保険の被保険者となった。

申立期間①については、給与明細書により、厚生年金保険被保険者記録の納付額より高い厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、標準報酬月額が明らかに低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②から⑧までについては、申立期間②は年金記録が無く、申立期間③から⑧までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年3月は20万円、同年4月から同年7月までは26万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは32万円、15年1月は28万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、16年1月は24万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30

万円、17年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月及び18年1月は30万円、同年3月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、平成16年及び17年の算定基礎届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月から同年3月までの期間、18年2月及び同年4月については、申立人から提出された給与明細書の総支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、1万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認

められない。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③は 28 万円、申立期間④は 34 万 6,000 円、申立期間⑤は 21 万 2,000 円、申立期間⑥は 20 万 7,000 円、申立期間⑦は 35 万円、申立期間⑧は 42 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年2月から同年8月までは17万円、同年10月から同年12月までの期間及び16年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から17年1月までは24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、1,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は17万円、申立期間⑤は20万7,000円、申立期間⑥は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月から17年1月まで
② 平成15年4月30日
③ 平成15年7月31日
④ 平成15年12月5日
⑤ 平成16年8月2日

⑥ 平成 16 年 12 月 10 日

私は、平成 15 年 1 月、A 社に正社員として入社し、試用期間(国民年金に加入)を経て、同年 2 月から厚生年金保険の被保険者となった。

申立期間①については、保険料控除額が分かるのは、A 社から提供を受けた平成 17 年 1 月分だけであるが、預金通帳に記載された振込額及び同時に申立てをしている夫の状況からすると、厚生年金保険被保険者記録における納付額より高い厚生年金保険料が控除されていると考えられるため、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②から⑥までについては、申立期間②は年金記録が無く、③から⑥までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 15 年 2 月から同年 12 月までの期間については、B 市から提出された給与支払報告書により、申立人は、同年 2 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 22 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成 16 年 1 月から同年 12 月までの期間については、A 社が保管する所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年 1 月は 18 万円、同年 2 月から同年 12 月までは 24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①のうち、平成 17 年 1 月については、A 社が保管する給与統計表により、申立人は、24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払報告書、所得税源泉徴収簿及び給与統計表により認められる保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成 15 年 2 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 16 年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から 17 年 1 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は不明と回答しているが、上記の給与支払報告書等により確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、平成 16 年の算定基礎

届に記載されている標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、事業主は、給与支払報告書等において確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年9月及び16年1月から同年5月までの期間については、給与支払報告書又は所得税源泉徴収簿により事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、A社から提出された賞与管理データにより、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与管理データにおいて確認できる保険料控除額から、1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人から提出された賞与台帳及び「標準賞与額と保険料明細」、並びにA社から提出された賞与管理データ、賞与振込依頼表及び賞与額逆算出シート（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与関連資料において認められる保険料控除額又は総支給額から、申立期間③は3万5,000円、申立期間④は17万円、申立期間⑤は20万7,000円、申立期間⑥は25万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間②のうち、平成16年8月及び同年9月は20万円、同年10月から17年7月までは19万円、同年8月は34万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月から18年2月までの期間及び同年4月は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は3万円、申立期間④は24万6,000円、申立期間⑤は36万円、申立期間⑥は39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月1日から同年8月2日まで
② 平成16年8月から18年5月まで
③ 平成16年8月2日

- ④ 平成 16 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 9 日

申立期間①については、当該期間の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、年金記録では厚生年金保険の被保険者とされていないため、被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、当該期間の給与から控除されている厚生年金保険料は、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額より高い額であるため、適正な記録に訂正してほしい。

申立期間③から⑥までについては、賞与明細書により、各期間、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、ねんきん定期便では賞与の記録が無い場合、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている申立人の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、事業主が平成16年8月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は総支給額から、申立期間②のうち、平成16年8月及び同年9月は20万円、同年10月から17年7月までは19万円、同年8月は34万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月から18年2月までの期間及び

同年4月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、平成17年の算定基礎届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成18年3月及び同年5月については、申立人から提出された給与明細書の総支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③は3万円、申立期間④は24万6,000円、申立期間⑤は36万円、申立期間⑥は39万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、1万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は26万5,000円、申立期間③は37万8,000円、申立期間④は21万3,000円、申立期間⑤は24万6,000円、申立期間⑥は38万円、申立期間⑦は43万2,000円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は49万7,000円、申立期間⑩は46万4,000円、申立期間⑪は49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万2,000円、申立期間②は26万5,000円、申立期間③は37万8,000円、申立期間④は21万3,000円、申立期間⑤は24万6,000円、申立期間⑥は38万円、申立期間⑦は43万2,000円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は49万7,000円、申立期間⑩は46万4,000円、申立期間⑪は49万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5570

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、1万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は30万円、申立期間③は38万6,000円、申立期間④は23万7,000円、申立期間⑤は25万1,000円、申立期間⑥は44万円、申立期間⑦は55万円、申立期間⑧は45万円、申立期間⑨は48万円、申立期間⑩は50万円、申立期間⑪は51万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万4,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は38万6,000円、申立期間④は23万7,000円、申立期間⑤は25万1,000円、申立期間⑥は44万円、申立期間⑦は55万円、申立期間⑧は45万円、申立期間⑨は48万円、申立期間⑩は50万円、申立期間⑪は51万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は25万円、申立期間③は36万6,000円、申立期間④は19万8,000円、申立期間⑤は25万1,000円、申立期間⑥は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑥までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シ

ート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は 8,000 円、申立期間②は 25 万円、申立期間③は 36 万 6,000 円、申立期間④は 19 万 8,000 円、申立期間⑤は 25 万 1,000 円、申立期間⑥は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成 15 年 4 月 30 日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成 14 年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成 15 年 4 月から総報酬制へ移行しており、平成 14 年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤及び⑥における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、1万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は26万4,000円、申立期間③は35万2,000円、申立期間④は18万1,000円、申立期間⑤は21万2,000円、申立期間⑥は38万円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は39万円、申立期間⑨は41万円、申立期間⑩は42万円、申立期間⑪は41万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万4,000円、申立期間②は26万4,000円、申立期間③は35万2,000円、申立期間④は18万1,000円、申立期間⑤は21万2,000円、申立期間⑥は38万円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は39万円、申立期間⑨は41万円、申立期間⑩は42万円、申立期間⑪は41万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、1万7,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は30万4,000円、申立期間③は38万円、申立期間④は21万4,000円、申立期間⑤は24万7,000円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は43万5,000円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は46万4,000円、申立期間⑩は43万4,000円、申立期間⑪は45万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万7,000円、申立期間②は30万4,000円、申立期間③は38万円、申立期間④は21万4,000円、申立期間⑤は24万7,000円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は43万5,000円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は46万4,000円、申立期間⑩は43万4,000円、申立期間⑪は45万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、1万5,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は30万円、申立期間③は34万9,000円、申立期間④は22万5,000円、申立期間⑤は23万8,000円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は41万2,000円、申立期間⑩は40万円、申立期間⑪は45万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万5,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は34万9,000円、申立期間④は22万5,000円、申立期間⑤は23万8,000円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は40万円、申立期間⑨は41万2,000円、申立期間⑩は40万円、申立期間⑪は45万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、1万3,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は24万円、申立期間③は34万2,000円、申立期間④は17万5,000円、申立期間⑤は29万円、申立期間⑥は45万5,000円、申立期間⑦及び⑧は48万円、申立期間⑨は50万4,000円、申立期間⑩は52万3,000円、申立期間⑪は51万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万3,000円、申立期間②は24万円、申立期間③は34万2,000円、申立期間④は17万5,000円、申立期間⑤は29万円、申立期間⑥は45万5,000円、申立期間⑦及び⑧は48万円、申立期間⑨は50万4,000円、申立期間⑩は52万3,000円、申立期間⑪は51万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、3,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は17万3,000円、申立期間③は31万円、申立期間④は17万7,000円、申立期間⑤は19万円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧は38万円、申立期間⑨は36万円、申立期間⑩は39万7,000円、申立期間⑪は38万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3,000円、申立期間②は17万3,000円、申立期間③は31万円、申立期間④は17万7,000円、申立期間⑤は19万円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は35万円、申立期間⑧は38万円、申立期間⑨は36万円、申立期間⑩は39万7,000円、申立期間⑪は38万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は10万円、申立期間③は26万円、申立期間④は13万9,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は24万4,000円、申立期間⑦は30万円、申立期間⑧は25万円、申立期間⑨は22万9,000円、申立期間⑩は26万円、申立期間⑪は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑪までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は26万円、申立期間④は13万9,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は24万4,000円、申立期間⑦は30万円、申立期間⑧は25万円、申立期間⑨は22万9,000円、申立期間⑩は26万円、申立期間⑪は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、3,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は15万3,000円、申立期間③は31万2,000円、申立期間④は17万5,000円、申立期間⑤は20万5,000円、申立期間⑥は42万円、申立期間⑦は52万5,000円、申立期間⑧は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年8月2日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年7月7日

A社から支給された賞与について、申立期間①は年金記録が無く、申立期間②から⑧までは記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与管理データ」、「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3,000円、申立期間②は15万3,000円、申立期間③は31万2,000円、申立期間④は17万5,000円、申立期間⑤は20万5,000円、申立期間⑥は42万円、申立期間⑦は52万5,000円、申立期間⑧は45万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年4月30日に支給した賞与として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないが、平成14年度中の支給として届出し、特別保険料として納付した。」としているが、賞与に係る保険料徴収は平成15年4月から総報酬制へ移行しており、平成14年度中に特別保険料として納付することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万円、申立期間②は10万円、申立期間③は10万3,000円、申立期間④は28万7,000円、申立期間⑤は40万円、申立期間⑥は50万円、申立期間⑦は46万2,000円、申立期間⑧は50万4,000円、申立期間⑨は45万5,000円、申立期間⑩は46万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年8月2日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月7日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年7月13日
⑩ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は10万円、申立期間③は10万3,000円、申立期間④は28万7,000円、申立期間⑤は40万円、申立期間⑥は50万円、申立期間⑦は46万2,000円、申立期間⑧は50万4,000円、申立期間⑨は45万5,000円、申立期間⑩は46万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は28万5,000円、申立期間④は34万3,000円、申立期間⑤は40万4,000円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は42万7,000円、申立期間⑨は45万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月25日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年7月7日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年7月13日
⑨ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は29万2,000円、申立期間③は28万5,000円、申立期間④は34万3,000円、申立期間⑤は40万4,000円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は42万円、申立期間⑧は42万7,000円、申立期間⑨は45万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万1,000円、申立期間②は27万5,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④は42万3,000円、申立期間⑤は56万4,000円、申立期間⑥は48万円、申立期間⑦は48万4,000円、申立期間⑧は50万円、申立期間⑨は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月25日
⑤ 平成17年12月9日
⑥ 平成18年7月7日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年7月13日
⑨ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与振込依頼表」、「賞与額逆算シート」及び「賞与台帳」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与関連資料において確認できる保険料控除額から、申立期間①は8万1,000円、申立期間②は27万5,000円、申立期間③は32万2,000円、申立期間④は42万3,000円、申立期間⑤は56万4,000円、申立期間⑥は48万円、申立期間⑦は48万4,000円、申立期間⑧は50万円、申立期間⑨は45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月2日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において、12万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万7,000円、申立期間②は35万5,000円、申立期間③は45万円、申立期間④は49万5,000円、申立期間⑤は46万1,000円、申立期間⑥は50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は17万7,000円、申立期間②は35万5,000円、申立期間③は45万円、申立期間④は49万5,000円、申立期間⑤は46万1,000円、申立期間⑥は50万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが

認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万4,000円、申立期間②は40万6,000円、申立期間③は43万円、申立期間④は50万4,000円、申立期間⑤及び⑥は45万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は30万4,000円、申立期間②は40万6,000円、申立期間③は43万円、申立期間④は50万4,000円、申立期間⑤及び⑥は45万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万円、申立期間②は24万円、申立期間③は44万1,000円、申立期間④は53万9,000円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は56万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は12万円、申立期間②は24万円、申立期間③は44万1,000円、申立期間④は53万9,000円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は56万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は24万円、申立期間③は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月7日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は9万3,000円、申立期間②は24万円、申立期間③は28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万6,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は45万円、申立期間④は50万円、申立期間⑤は49万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月7日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年7月13日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は6万6,000円、申立期間②は15万円、申立期間③は45万円、申立期間④は50万円、申立期間⑤は49万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は36万円、申立期間③は43万5,000円、申立期間④は44万9,000円、申立期間⑤は40万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は7万2,000円、申立期間②は36万円、申立期間③は43万5,000円、申立期間④は44万9,000円、申立期間⑤は40万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万円、申立期間②は30万3,000円、申立期間③は40万4,000円、申立期間④は47万3,000円、申立期間⑤は47万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は6万円、申立期間②は30万3,000円、申立期間③は40万4,000円、申立期間④は47万3,000円、申立期間⑤は47万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②は29万7,000円、申立期間③は37万円、申立期間④は50万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月13日
④ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は25万円、申立期間②は29万7,000円、申立期間③は37万円、申立期間④は50万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 7 日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万円、申立期間②は23万1,000円、申立期間③は37万円、申立期間④は49万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 7 日
② 平成 18 年 12 月 8 日
③ 平成 19 年 7 月 13 日
④ 平成 19 年 12 月 14 日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は8万円、申立期間②は23万1,000円、申立期間③は37万円、申立期間④は49万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 7 日
② 平成 18 年 12 月 8 日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間②において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年7月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の取締役は、「当該賞与支給後の給与等からも、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は5万5,000円、申立期間③は23万3,000円、申立期間④は30万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月7日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月13日
④ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間②は5万5,000円、申立期間③は23万3,000円、申立期間④は30万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料につい

て納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年7月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の取締役は、「当該賞与支給後の給与等からも、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は8万4,000円、申立期間③は24万円、申立期間④は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月7日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年7月13日
④ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間②は8万4,000円、申立期間③は24万円、申立期間④は34万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年7月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の取締役は、「当該賞与支給後の給与等からも、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は12万6,000円、申立期間③は27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月13日
③ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間②は12万6,000円、申立期間③は27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の取締役は、「当該賞与支給後の給与等からも、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は10万5,000円、申立期間③は25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年7月13日
③ 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間②は10万5,000円、申立期間③は25万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の取締役は、「当該賞与支給後の給与等からも、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万円、申立期間②は21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 14 日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金の額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は4万円、申立期間②は21万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万2,000円、申立期間②は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は19万2,000円、申立期間②は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万5,000円、申立期間②は17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

A社から支給された賞与について、申立期間における賞与は記録されているが年金額に反映されない状態となっているため、適正な状態にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間①は1万5,000円、申立期間②は17万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5601

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所における資格取得日は昭和32年8月1日、資格喪失日は33年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から33年10月1日まで
② 昭和33年10月2日から37年11月1日まで

申立期間①について、私は、昭和32年8月1日から33年9月30日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同事業所に勤務していたことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、日本年金機構からはがきにより、当該期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和32年8月1日から33年9月30日までA事業所に勤務していた。」としているところ、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致し、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和32年8月1日、資格喪失日が33年10月1日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格であり、申立人のA事業所における資格取得日は昭和32年8月1

日、資格喪失日は33年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、5,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、同事業所を退職した約1か月後の昭和37年12月〇日（〇は判読できない。）に旧姓から新姓に氏名変更されており、当該期間の脱退手当金は同年12月18日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和37年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日、資格喪失日に係る記録を47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年8月及び同年9月は3万円、同年10月から46年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から47年1月1日まで

私は、昭和32年から48年までB社に勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にB社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「申立人は、申立期間当時は、B社がC事業所から委託を受けて管理していた寮で働いていた。」と証言しているとともに、申立人の戸籍の附票により、申立人は、昭和45年7月24日に寮の所在地に住所を変更していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日の昭和47年1月1日にB社D支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した46人のうち、40人がA事業所からの異動者であることが確認できるとともに、当該異動者のうち、証言を得られた12人は、「B社が管理していた寮で勤務していた。」と証言している上、複数の同僚は、「A事業所は、B社の関連事業所であった。」と証言していることから、申立期間当時、B社が管理していた寮で勤務していた者については、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB社に継続して

勤務し（同社から関連事業所のA事業所に異動、同事業所からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格については、i) 上述のとおり、B社が管理していた寮で勤務していた者については、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったと考えられること、ii) 戸籍の附票で確認できる申立人の住所が変更されていること、iii) 同事業所で厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が申立人と同じ日（昭和47年1月1日）にB社D支店において資格取得していることから判断して、申立人のA事業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社D支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年7月及び47年1月の記録、並びに申立人と同経歴、同職種の同僚の記録から、45年8月及び同年9月は3万円、同年10月から46年12月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和41年4月及び同年5月について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年4月は5万6,000円、同年5月は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から同年7月1日まで

私は、昭和39年2月1日から42年12月12日までA社に勤務した。

しかし、昭和41年2月から同年6月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。給料支払明細書を所持しているので調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の二男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされ、申立人を含む同社の厚生年金保険被保険者8人全員が、同日をもって厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかし、当該8人全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、オンライン記録の資格喪失日より後の昭和41年10月1日付けで、標準報酬月額の定

時決定が行われた記録があり、かつ、当該定時決定の記録は取消処理されていないことが確認できる上、当該8人全員の健康保険被保険者証の返納処理日が同年10月20日と記録されていることから、A社は、少なくとも当該定時決定の算定基礎となる同年7月までは厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同年2月1日まで遡って適用事業所ではなくなった旨の処理（処理日は明らかでない）を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、当該8人のうち、申立人を含む3人は、昭和41年7月1日にB社で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社の複数の同僚は、A社の倒産後、B社がA社の従業員を引き継いだと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年2月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人がB社で厚生年金保険被保険者資格を取得した同年7月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年1月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月及び同年5月については、申立人が保管している給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（同年4月は5万6,000円、同年5月は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額が相違しているものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年 9 月まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月から63年 9 月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。A厚生年金基金の加入員記録を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を2万円と記録されたことにより、6万8,000円で決定されていることが確認できる。

しかし、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とA厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

また、B社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、32万円と入力すべきところを、2万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年 9 月まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月から63年 9 月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。A厚生年金基金の加入員記録を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を4万円と記録されたことにより、6万8,000円で決定されていることが確認できる。

しかし、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、34万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とA厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

また、B社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、34万円と入力すべきところを、4万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年7月まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月から63年7月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。A厚生年金基金の加入員記録を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を8万円と記録されたことにより、同額で決定されていることが確認できる。

しかし、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、38万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とA厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

また、B社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、38万円と入力すべきところを、8万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年9月まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月から63年9月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。A厚生年金基金の加入員記録を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を2万円と記録されたことにより、6万8,000円で決定されていることが確認できる。

しかし、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とA厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

また、B社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、32万円と入力すべきところを、2万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年 9 月まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月から63年 9 月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。A厚生年金基金の加入員記録を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を8万円と記録されたことにより、同額で決定されていることが確認できる。

しかし、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、38万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とA厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

また、B社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、38万円と入力すべきところを、8万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年7月まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月から63年7月までの標準報酬月額が低くなっていることが分かった。A厚生年金基金の加入員記録を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を8万円と記録されたことにより、同額で決定されていることが確認できる。

しかし、B社が加入しているA厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、38万円と記録されていることが確認できる上、同社は、「申立期間当時は、複写用紙により算定基礎届を作成していたため、オンライン記録とA厚生年金基金の記録は一致するはずである。」と回答している。

また、B社を管轄している年金事務所は、「申立人の申立期間の前後の期間に記録されている標準報酬月額から判断すると、本来、38万円と入力すべきところを、8万円と誤って入力したものと思料する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38万円）であったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年7月1日から同年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年9月まで

私は、申立期間について、標準報酬月額記録が実際の標準報酬月額と異なっていることをA社に確認したところ、随時改定の届出が社会保険事務所（当時）に受理された記録が無く、誤った保険料が控除されていたことが判明した。給与明細書から支給額と保険料控除額が確認できるので、調査して、申立期間の標準報酬月額を年金の受給金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月15日に22万円から26万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬

月額（22万円）とされている。

しかしながら、申立期間のうち、平成13年7月から同年9月までの期間について、事業主から提出された給与明細書及び賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書等により確認できる保険料控除額から、平成13年7月は26万円とし、当該給与明細書等により確認できる総支給額から、同年8月及び同年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年4月から同年6月までの期間については、事業主から提出された給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 26 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 41 年 7 月 2 日まで

私は、厚生年金保険の記録では、申立期間について脱退手当金を受給した
ことになっているが、もらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日
から約 1 年 8 か月後の昭和 43 年 3 月 7 日に支給決定されたこととなっており、
事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険
者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 2 回の被保険
者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しか
しながら、脱退手当金の計算対象となる最終事業所以前の 4 回の被保険者期間
のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期より 7
か月前の昭和 42 年 8 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してお
り、それ以降も国民年金等に継続して加入していることを踏まえると、申立人
が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

私がA社で勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、私は脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和36年6月24日に支給されたことになっており、申立人の委任を受けて事業主が代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和35年4月11日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年10月まで

平成8年7月に会社を退職した後、次の会社でアルバイトを始め、同年11月から正社員になる際、本社の事務担当者から私が国民健康保険と国民年金に加入しているかどうか確認があり、私は間違いなく加入していると伝えたところ、その後、担当者から私が国民健康保険と国民年金に加入していることがA市役所で確認できたと言われたことを記憶している。国民年金保険料は同市役所の窓口で納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳に到達した平成5年*月に国民年金の加入手続を行ったことは記憶しているが、申立期間に係る加入手続についての記憶は無く、A市役所の窓口で納付したとする申立期間の保険料額についても覚えていないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は平成5年*月に20歳到達により国民年金被保険者資格を初めて取得した後、8年4月1日に同資格を最初に勤務した会社における厚生年金保険被保険者資格の取得に伴って喪失しており、再び国民年金被保険者資格を取得したのは、次の会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した12年3月16日であることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は国民年金に未加入とされており、保険料が納付されていたことを示す形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間は国民健康保険にも加入していたとしているが、A市に国民健康保険の加入履歴を照会したところ、申立期間の加入記録は無いとのことであった。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から60年11月まで

私が20歳の頃、母親自身は国民年金に任意加入して国民年金保険料を納めていたので、私の国民年金も加入手続をして、保険料を納付してくれていたと思う。26歳となった昭和59年*月ぐらいからは私自身で保険料を納付した記憶がある。独身時代に免除申請をしていた期間については、婚姻後、実家の母親から、この期間の納付期限が近づいているので納付するように連絡があり、平成3年から5年ぐらいに一括でまとめて納付した。納付金額は20万円ぐらいだったと記憶している。

保険料を納付したことが分かるものは無いが、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金加入手続及び申立期間のうち、昭和59年3月以前の保険料納付を行ったとする母親は、これらのことを覚えていないとしており、申立人の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月頃にA市において払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃、初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した53年12月31日に遡って国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間のうち、同年12月から59年3月までは、当時、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、上記期間において、申立人はB市とA市を行き来していたとして

いるところ、戸籍の附票において申立人はB市に居住していたとされていることが確認できることから、A市に居住していた母親が、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかったと考えられる。

- 2 申立期間のうち、昭和59年4月以降の期間について、申立人は自身で保険料を納付した記憶があるとしており、一部申請免除期間については平成3年から5年までの間に追納を行ったとしているところ、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続は昭和59年4月頃に行われていることから、未納とされている同年4月から60年3月までの期間について保険料納付を行うことは可能であり、申請免除期間とされている同年4月から同年11月までの期間について、平成3年から5年までの間に追納を行うのは可能であった。

しかしながら、申立人は、昭和59年4月から60年3月までの期間の保険料納付について、その時期、金額等の記憶は曖昧であることから、納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和60年4月から同年11月までの申請免除期間の追納について、その納付額は上記納付期間（平成3年から5年までの間）に納付が可能であった期間を含め20万円ぐらいを一括して納付したとしているところ、オンライン記録によると、この納付時期において納付可能であったのは、当該申請免除期間（追納保険料額5万3,920円）のほかに、申請免除期間とされていた昭和61年度（追納保険料額12万9,090円）があり、これらの合計額（18万3,010円）は、申立人が主張する額に近くなるものの、同年度については、平成8年1月から9年3月までに12回にわたって、追納されていることが確認できることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、オンライン記録によると、昭和61年度の追納申込記録はあるものの、60年度については追納申込みを行った形跡は見当たらず、上記61年度の保険料の追納が開始された平成8年1月の時点において、昭和60年4月から同年11月までの申請免除期間は、既に追納可能な期間である10年を経過していたことから、保険料を納付することはできなかったとみられる。

- 3 このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付及び追納していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から同年8月まで

私は、会社退職（昭和59年6月）後、すぐに国民年金の加入手続をA市役所で、健康保険の任意継続加入手続を社会保険事務所（当時）で行った。保険料納付時期や納付金額は覚えていないものの、国民年金保険料の納付書が郵送されてきて、同市内かB駅近辺の金融機関で納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和59年6月）後、すぐにA市役所で国民年金加入手続を行い、送付されてきた納付書により申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期及び加入手続時に年金手帳を持参したかどうかについては明確には覚えていないとしているほか、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については記憶に無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年1月9日にC市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した61年10月16日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、同市の国民年金被保険者名簿及び公簿において申立人が62年1月16日に同市から転入したとされているA市の平成6年度までの国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日とも一致する。

さらに、申立人が所持する年金手帳を見ると、「初めて被保険者となった日」

が昭和61年10月16日から59年6月14日にA市のゴム印で訂正されるとともに、国民年金の記録(1)の「被保険者となった日」欄の1段目に記載されている「昭和61年10月16日」が同市のゴム印で抹消され、「被保険者となった日」欄の2段目に「昭和59年6月14日」、「被保険者でなくなった日」欄の2段目に「昭和59年9月1日」、「被保険者となった日」欄の3段目に「昭和61年10月16日」と記載されていることが確認できる。このことから、同市において申立期間に係る国民年金の資格得喪の記録が追加されたものとみられるが、i) 前述のとおり、C市の国民年金被保険者名簿及びA市の平成6年度までの国民年金被保険者名簿では、資格取得日はオンライン記録と同一日とされていること、ii) 同市の7年度に電算化された国民年金被保険者名簿においては、申立期間に係る資格得喪記録が追加されていることが確認できることから、この申立期間に係る資格得喪記録の追加は、時期は特定できないものの、同年度以降に行われたものとみられる。このため、申立人の加入手続時における資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、当該期間の納付書が作成・送付されなかったものとみられる上、申立期間に係る資格得喪記録が追加されたとみられる時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から45年3月まで

私が学生で20歳になった昭和36年*月頃、母親がA市で私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料も母親が44年に亡くなるまで集金人に納付してくれていた。私は婚姻(40年5月)してB市に住んでいたが、46年頃、社会保険庁(当時)の人が訪ねてきて、「保険料は昭和44年度まで払ってあるので引き続き加入してください。」と言われ、新しい手帳をもらった。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付について確認することはできない。

また、申立人は、昭和36年*月頃に母親がA市で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も母親が同市で集金人に納付していたとしているところ、i) 公簿によれば、申立人は37年3月まではC市に居住していたことが確認できることから、申立期間のうち36年7月から37年3月まではA市で母親が申立人の加入手続を行うことはできないこと、ii) 公簿では申立人が同市からB市に転居した時期は確認できないものの、申立人は、40年5月に同市で婚姻届を提出した後、同市からの異動は無いとしていること、iii) 申立人は、同年4月から41年1月までは同市において共済組合員資格を取得していたとしており、このことは、オンライン記録とも符合していることから、申立人の住民票は40年4月からは同市にあったものと推認でき、母親が、同市に居住していた期間の申立人の保険料をA市において納付することはできないことから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は

曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月31日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って36年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年7月から37年12月までの期間は時効により保険料を納付することができず、38年1月から39年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立人は、母親が集金人に保険料を納付していたとする記憶のみで、納付期間、納付時期、納付周期等についての具体的な記憶が無いことから、母親が当該期間の保険料を過年度納付したことまでうかがわせる周辺事情を見いだすことはできない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年10月までの期間、46年10月から49年3月までの期間、50年4月から同年6月までの期間及び52年4月から61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年10月まで
② 昭和46年10月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から同年6月まで
④ 昭和52年4月から61年12月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月頃、父親がA市で私の国民年金の加入手続をしてくれた。加入後は、何度も転居し、32歳の時に短大に入学し、卒業後3年ぐらい会社に勤務していたこともあるが、国民年金保険料は、41年3月までは同市で、47年10月頃まではB市C区で、51年3月までは同市D区で町内会や自治会の集金人に毎月納付してきた。同年4月にE町に転居してからは、留守がちであったため、集金人に納付することができなくなり、同町役場か支所で納付した。保険料月額が7,000円になってからは納付できなくなった。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に死亡しており、申立人の加入手続状況について確認することはできない上、申立人は、加入後に交付される国民年金手帳を受領した覚えは無いとしていることから、申立期間①に係る加入手続状況は不明である。

また、申立人は、申立期間①はA市及びB市C区に居住しており、保険料は、いずれの市でも町内会の集金人に納付し、集金人が持参していたノートに領収印を押してもらっていたとしているところ、i) A市では、保険料の収納は昭和43年までは、市職員が集会所等に出向いて、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っていたとしていること、ii) B市では、申立期間①

当時、保険料の収納は、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、保険料の納付周期は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間①に係る保険料の納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月11日にB市C区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続きが行われ、この加入手続きに際して、資格取得日を同年11月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市に申立人が国民年金に加入していた記録が存在しない上、B市の国民年金保険料検認状況一覧票の得喪歴史欄に記載されている資格取得日とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間①は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

- 2 申立人は、申立期間②及び③の保険料はB市で、申立期間④の保険料はE町で納付したとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳及び同町の「国民年金被保険者台帳」を見ると、申立人は、昭和49年1月17日に同市D区から同町に転居、52年4月30日に再び同町から同区に転居したとされており、その後、61年12月までの期間は異動の形跡は見当たらない。これら申立期間②、③及び④の期間については、オンライン記録、同市の国民年金被保険者名簿及び同町の「国民年金被保険者台帳」では、いずれも未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④の保険料は毎月、現年度納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳を見ると、i) 申立期間④のうち昭和53年度の摘要欄には「勸奨状発送 納付書発送」のゴム印が押されていること、ii) 同台帳に「不在」、「55年2月1日」と記載されており、B市の国民年金保険料検認状況一覧票においても、57年度から62年度まで全て不在とされていることから、申立人の主張と相違する。

- 3 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から58年8月までの期間及び60年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から58年8月まで
② 昭和60年5月から同年9月まで

申立期間①については、私が会社を退職(昭和51年4月)した後、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母親が納付していた。申立期間②についても、私が会社を退職(60年5月)した後、母親が同市役所で私の国民年金の加入手続を行い、保険料も母親が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②に係る加入手続及び保険料納付状況については不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月11日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の「資格の得喪」欄に「61・6・16 強」、備考欄に「資格取得届 61. 6. 30」と記載されていること、及び申立人が所持する国民年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭和61年6月16日」と記載されていることと符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、

申立期間①及び②は、国民年金に未加入となり、母親が申立期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から62年6月まで

婚姻（昭和63年4月）後、妻がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書により妻が申立期間の保険料を分割納付したはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、婚姻（昭和63年4月）後、A市B区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で申立期間の保険料を分割納付したとしているものの、申立期間に係る加入手続時期、保険料の納付回数、納付対象期間、納付時期、納付金額及び納付場所については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月21日にA市B区で妻と連番で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年11月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、昭和 63 年 11 月から平成 2 年 3 月までの保険料は、過年度納付が可能であり、A 市の申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、当該期間の保険料は納付済みとされていることが確認できることから、申立人及びその妻が加入手続後、送付されてきた納付書で分割納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月

私は、ねんきん定期便を見たところ、申立期間の国民年金保険料が未納期間とされているが、私は、空白期間を作らないように国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していた。年金事務所に被保険者記録照会をしたところ、「平成8年6月26日に第3号被保険者該当年月日が、5年10月2日から同年11月1日に訂正されている。」との回答が届いた。私は、そのような手続を行った覚えは無い。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月26日に第3号被保険者該当年月日が、5年10月2日から同年11月1日に訂正されているが、当該記録の訂正の手続を行った覚えは無いとしているところ、A市の申立人の国民年金被保険者名簿の受付記録欄には、「受付年月日 8.6.17 受付書類名 資格訂正」と記載され、申立人の第3号被保険者資格取得日が、5年10月2日から同年11月1日に訂正されており、オンライン記録でも、8年6月26日に第3号被保険者資格取得日が5年10月2日から同年11月1日に訂正処理されていることが確認できる。このことから、8年6月17日に申立人の資格訂正届が同市B区役所に提出されたものとみられ、このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄の「被保険者でなくなった日」欄の2段目の「平成5年10月2日」が「平成5年11月1日」に、「被保険者となった日」欄の3段目の「平成5年10月2日」が「平成5年11月1日」に訂正されていることとも符合する。このため、申立期間は、この資格記録の訂正に伴い未納とされた期間となり、この資格記録の訂正が行われた時点を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付

することはできなかつたものとみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から31年4月1日まで

私は、昭和28年5月からA社に勤務したが、年金記録では、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が31年4月1日となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、入社時期は特定できないものの、少なくとも昭和31年4月1日より前からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和30年3月24日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、申立人の給与及び人事関係書類を保管していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないと回答している。

さらに、申立人がA社の同期入社であり、申立人より前に退職したと記憶する同僚は、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「自らの入社時期と、厚生年金保険の被保険者資格取得日とは差異がある。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和

31年4月1日であることが確認できる上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間における保険料控除に係る記憶は曖昧である上、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5614 (事案 4007 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで

前回の申立てに対する委員会の決定は、当時、同僚であった私の妻の証言は無視して、他の同僚の証言のみを採用して判断している。また、私は同僚によく思われていなかったため、同僚の証言を根拠に訂正を認めないということは納得できない。一緒にA社で働いていた兄弟は記録があるのに自分だけ無いのはおかしい。社会保険庁(当時)の記録ミスを認めて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間も引き続きA社に勤務していたと主張しているが、i) 複数の同僚が、「申立人は、B社設立時(昭和37年9月)から同社の店長をしており、婚姻(40年5月*日)後は、同社で主体的に勤務するようになった。」と証言していること、ii) B社は、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないこと、iii) 同僚の一人が、「私も両方の会社に勤務していたが、申立人と同じ頃からB社で主体的に勤務するようになった。」と証言しているところ、当該同僚も、申立人と同日の昭和40年5月1日にA社の被保険者資格を喪失していること、iv) 当時の同社の事業主(申立人の父)、B社の事業主(申立人の母)共に既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定は、妻の証言は無視して、他の同僚の証言のみ採用している。また、私は同僚によく思われていなかったため、同僚の証言を根拠に訂正を認めないということは納得できない。」と主張して、再

度申し立てたものであるが、新たな資料等の提出は無く、申立人と同日にA社の被保険者資格を喪失している上記同僚は、再度、聴取しても、「以前話したとおり、私も申立人も昭和40年5月頃からB社で主体的に勤務するようになった。申立人の父であるA社の社長が、B社で主体的に勤務する者はA社の被保険者資格を喪失させたのではないかと思う。申立期間に保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」と証言している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社を退職後、1日も間を置かずにB社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、1か月空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、A社からB社に1日も置かずに勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 36 年 2 月 11 日からB社に勤務していたことが認められる。

しかし、複数の同僚の雇用保険の記録及びオンライン記録によると、申立人と同様に雇用保険の資格取得日が月の途中であるにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日は翌月以降の1日付けとされている者が複数みられる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時は、職種によって違うと思うが、試用期間があったため、すぐに厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言していることから、B社は入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、平成 21 年 2 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると同時に、元事業主に照会しても、回答は得られない上、同社の承継会社であるC社の担当者は、「平成 21 年 2 月 19 日付けでB社を吸収合併しているが、昭和 36 年当時の記録は一切残っておらず、申立てどおりの届出を行ったかどうかは不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 21 日から 59 年 3 月頃まで
私は、昭和 59 年 3 月頃まで A 社でアルバイトとして勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が昭和 56 年 5 月 2 日から同年 5 月 21 日までとなっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚の証言から判断して、勤務期間は特定できないが、申立期間に申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「A 社で、アルバイトとして勤務していた。」と主張しているところ、当時の社会保険事務の責任者は、「アルバイトは、厚生年金保険に加入させていなかった。なぜ、アルバイトであった申立人に厚生年金保険の記録があるのか分からない。」としている。

また、申立人がアルバイトの同僚として記憶している 3 人は、いずれも A 社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社は、昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再度、平成 2 年 7 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月 1 日以降の期間において適用事業所であった記録は確認できないとともに、再度、平成 10 年 1 月 31 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「申立人の在籍及び保険料控除を確認できる資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から50年9月まで
② 昭和51年8月から同年11月まで
③ 昭和52年4月から同年7月まで
④ 昭和56年1月から平成4年2月まで

私は、A社において事業主だったので標準報酬月額は常に最高等級のはずだが、私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、実際の報酬と比べて著しく低く記録されている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、事業主であったので、常に最高等級の標準報酬月額であった。給与明細書は無いが、報酬額は一度も下がったことがない。」と主張しているところ、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役であったことは確認できる。

しかし、申立人は、「申立ての半年ほど前に、自ら申立期間当時の資料を全て廃棄した。」と主張していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び給与の支給額について確認できない。

また、申立人の親族は、「申立人は申立期間当時、詐欺に遭い、従業員だった親族の給与が大きく減らされたことがある。」と証言しており、申立人の妻は、「申立人はA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、病気の後遺症により申立期間当時の記憶が曖昧である。」と証言している。

さらに、A社が委託契約していたとする会計事務所は、「A社とは昭和58年ぐらいまで顧問契約をしていたが、決算業務のみで給与計算や社会保険事務には関わっていなかった。」と回答しており、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 43 年から平成 21 年まで A 事業所で勤務していた。しかし、申立期間について、同事業所での厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、並びに A 事業所の元事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 事業所の元事業主は、「申立期間当時は、給与の手取り額が減ることから、本人の希望で社会保険の加入をやめる者がいた。」と証言しているとともに、同僚は、「申立期間当時は、給与の手取り額を増やすために、社会保険に加入しない者がいた。私の夫も A 事業所で働いていたが、同様の理由から厚生年金保険の記録は無い。」と証言していることから、同事業所においては、申立期間当時、従業員から厚生年金保険被保険者資格を喪失したいとの希望があれば、資格喪失手続を行っていたことがうかがえる。

また、申立人と同日の昭和 44 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失し、申立人よりは短いものの、再取得まで約 3 年間の空白期間がある者がみられるところ、当該同僚から空白期間に係る厚生年金保険料の控除について積極的な証言は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した際、社会保険事務所（当時）に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 12 日から 38 年 1 月 29 日まで

私は、今回、脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金のことを初めて知った。これまでに脱退手当金を受給する手続きをしたことも無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 1 月 29 日）の前後約 2 年間に資格喪失し、6 か月以内に被保険者資格を再取得していない受給資格のある女性 82 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録について確認したところ、50 人に支給記録が確認できる上、このうちの 48 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている。

また、複数の同僚が、「脱退手当金の請求手続は、会社が行ってくれた。」と証言していることなどを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後（昭和 38 年 4 月 12 日）に支給決定され、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 44 年 2 月 20 日まで
私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地及び事業所の所在地が記載されているほか、当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）の「支払済44. 4. 22」の押印がある上、脱退手当金支給決定伺に記載されている支給額は、オンライン記録の支給額と一致しており、支給額に誤りも無い。

また、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 2 月 20 日）の前後約 5 年間に資格喪失し、受給資格のある女性 15 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に支給記録が確認でき、そのうち 11 人が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われたことがうかがわれるほか、これらの者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月26日から26年5月11日まで
② 昭和26年7月1日から27年2月10日まで
③ 昭和27年11月1日から29年4月23日まで
④ 昭和31年8月31日から33年6月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認のはがきをもらった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年間に脱退手当金の受給要件を満たし資格喪失した者24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人について支給記録が確認でき、13人全員が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、同事業所に照会したところ、女性社員に対しては、原則として脱退手当金を受給するようにしていた旨の回答があったほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年12月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 3 月 20 日まで
② 昭和 35 年 3 月 22 日から 39 年 3 月 11 日まで

同僚の名前が分かれば、認められる可能性があるとのことなので同僚の名前を挙げ、再申立てをしたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないと判断され納得がいかない。同僚は私の退職時の詳しい状況など分かるはずもない。脱退手当金を受け取ったサインなど、本人が受け取った証拠が提示されない限り、絶対納得するわけにはいかない。正当な判断に期待する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 39 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の決定に基づく通知を受けた後、「セクハラを受け電話一本で退職したので、退職金も脱退手当金も受け取っていない。新たに当時の同僚 3 人の名前を思い出した。3 人は当時の私の勤務状況、退職した経緯等が分かると思うので、再調査してほしい。」と主張して再度申し立てているが、当該同僚 3 人のうち 2 人は、「申立人の記憶はあるが、申立人が退職した経緯や脱退手当金のことは知らない。」と証言し、他の同僚 1 人は、「申立人の記憶が無い。」と証言していることから、当委員会の決定に基づき、

平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「同僚は私の退職時の詳しい状況など分かるはずもない。脱退手当金を受け取ったサインなど、本人が受け取った証拠が提示されない限り、絶対納得するわけにはいかない。」と主張して、再度申立てがなされたものであるが、新たな資料等の提出は無く、申立人が脱退手当金を受給していないと主張する内容は、前回までの主張内容と変わっていない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

しかし、本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5623（事案4362の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から36年5月1日まで

前回の申立てで、脱退手当金を受け取ったと証言した同僚が、その後、記憶違いに気付き、年金事務所で確認の上、当時の記録を送付してくれたので、新たな資料として提出する。また、前回の申立てに対する委員会の判断の理由の中で、国民年金への意識の低さを指摘しているが、納得できない。A社退職時には国民年金の制度は全く知らず、社会保険事務所（当時）からも加入についての連絡は無かった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の受給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定は納得できない。前回、脱退手当金を受け取ったと証言した同僚が、その後、記憶違いに気付き、年金事務所で確認した記録を送付してくれたので、新たな資料として提出する。」などとして再度申立てがなされたものである。

しかし、申立人から新たな資料として提出された当該同僚の記録は、厚生年金保険法上の脱退手当金の支給記録であって、前回の申立ての際、資料として既に確認済みのものであり、新たな資料とは認められない上、申立人が脱退手当金を受給していないと主張する内容は、前回の主張内容と変わっていない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、

公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

しかし、本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾及び申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 13 日から 36 年 9 月 1 日まで
年金事務所から確認のはがきが届いて、初めて脱退手当金を受給している記録になっていることを知ったが、受給した記憶は無い。記録を訂正して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の管轄年金事務所には、申立期間の脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書及び国庫金送金関係資料が保管されており、当該裁定請求書には、社会保険事務所（当時）が氏名（姓）を訂正の上、再提出するよう指示したメモが残されているところ、裁定請求書の氏名・印欄が旧姓（C）から婚姻（昭和 37 年 9 月 * 日）後の姓（D）に訂正され、新姓の印（D）が押されていることが確認できる。

また、上記国庫金送金関係資料に記載されている払渡店（局）の欄が、申立人の婚姻時の住所地の最寄りの銀行の支店から、当該脱退手当金の支給決定日（昭和 38 年 6 月 13 日）の直前である同年 6 月 7 日に転居したE市にある別の銀行の支店に変更されていることが確認できることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から35年7月28日まで

私は、昭和35年7月にA社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。仮に脱退手当金を受給したのであれば、同社の前に勤務したB社の期間も請求したはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和49年3月19日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5626（事案3858の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月30日から34年10月14日まで

前回の申立てについて、平成22年7月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無く、審議の結果に納得できないので、新たな資料等はないが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を厚生省（当時）から裁定庁に回答したことが記録されていること、脱退手当金の支給額に誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無く、審議の結果に納得できないので、新たな資料等はないが、再度調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月11日から38年7月21日まで
② 昭和38年8月1日から39年3月2日まで
③ 昭和39年9月2日から41年1月21日まで
④ 昭和41年3月4日から42年10月1日まで

日本年金機構から届いたはがきによれば、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を支給した記録となっている。

しかし、私は、脱退手当金の手続をした記憶は無く、また、受給した記憶も無いので、申立期間①、②、③及び④を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名及びその勤務期間が時系列に記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられることのほか、提出された同裁定請求書を申立人宛てに返戻するという送り状が添付されており、当該送り状によると、同裁定請求書に退職所得の受給に関する申告についての記入漏れがあり、申立人に返戻され、再度提出されていることが確認できることから判断すると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不

自然さほうがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。